緊急事態宣言の影響を受ける飲食店等への支援を求める意見書

本年1月、大都市圏においては、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、緊急事態宣 言が再発 令された。この宣言に伴う対策の内容は、飲食店の時間短縮に重きを置いたものであり、このこと が地方にも影響し、島根県のような感染が抑えられている地域内においても飲食店の利用を控える 傾向が非常に強くなったところである。

こうしたことから、島根県内の飲食店及びその関連事業者は、緊急事態宣言の発令地域や時短要請がされている地域(以下「緊急事態宣言等地域」という。)と同様に売上げが大幅に落ち込み、極めて厳しい経営環境に置かれることになったところである。

一方、国の飲食業者への時短要請協力金や、その関連事業者への一時支援金などの支援は、制度 としては全国を対象としているものの、実態として、これらの支援を受けられる事業者は、緊急 事態宣言等地域に限られているところである。

緊急事態宣言等地域であるか否かを問わず、同じような厳しい経営環境にあれば、同様に支援の 手は差し伸べられるべきである。緊急事態宣言等地域でないことをもって、 支援措置が無いとい うことは著しく不公平であり、早急に是正すべきものと考える。

また、こうした厳しい時こそ、財政基盤の脆弱な地方への配慮が必要と考える。 このような状況を踏まえ、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

緊急事態宣言等地域以外の地域において厳しい経営環境にある飲食店に対し、緊急 事態宣言等地域と同様に飲食店向けの給付金を支給するとともに、緊急事態宣言地域の飲食店との取引に限定して実施する予定の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支 援金」を、緊急事態宣言地域以外の飲食店との取引も対象とした制度に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月16日

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣 財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

中小企業庁長官

島根県議会

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい日本経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金で働いている。

また、最低賃金が低いC・Dランクの地域 ほど、中小零細企業が多く経済的ダメージはより深刻である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の 底上げを図ることが不可欠である。

格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

2020 年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給 1,013 円、島根県など最も低い 7 県では 792 円に過ぎない。

毎日8時間働いても年収 130 万~170 万円である。 最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。

さらに地域別であるがゆえに、島根県と東京都では、同じ仕事でも時給で 221 円もの格差がある。若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。 自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでている。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律制をめざし地域 間格差の是正をはかることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求める。

記

- 1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げるとともに、全国一律最低賃金制度をめざし地域間格差の是正をはかること。
- 2. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への 支援策を最大限 拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月16日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

風力発電設備建設計画への地元意見の反映を求める意見書

現在、島根県浜田市弥栄町では29基の風力発電機が稼働し、加えて2事業者による風力発電機 建設計画が進行しているが、地元住民は、稼働中の風力発電機による景観、騒音、シャドーフリッカー、航空障害灯等の影響を受ける中で、更なる建設計画が進められる状況に大きな不安を抱いている。

今後、こうした不安を払拭し、県民、事業者、市町村等が一体となり、地域の実情に応じて新たなエネルギーの導入を進めていくために、次の項目について早急に実施されるよう要望する。

記

風力発電設備建設にあたり、地元自治体や地元住民の意見が計画に適切に反映されるよう、環境 アセスメント等の事前手続きのあり方について、抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月16日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

環境大臣

経済産業大臣

預託法等の改正及び執行強化を求める意見書

我が国においては、近年、各種技術の進歩を踏まえた様々な製品やサービスが普及 する一方で、 新製品・サービスの内容等を十分に理解できない消費者の脆弱性につけ 込む巧妙な悪質商法によ る被害が増加している。

こうした状況を踏まえ、昨年8月に消費者庁の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」(以下「検討委員会」という。)において、今後の対応に関する報告書が取りまとめられた。

この報告書では、多くの消費者に被害をもたらす悪質な販売預託商法については、「反社会的な性質を有し、行為それ自体が無価値であると捉えるのが相当」であるとして特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下「預託法」という。)において原 則禁止とするとともに、いわゆる詐欺的な定期購入商法についても規制を強化するなど、法執行の強化や実効ある制度改革が提言された。

消費者被害をなくすためには、この提言を踏まえた実効的な法制度の整備が必要である。ついては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 検討委員会報告書を踏まえ、今回の通常国会において、預託法について、販売預託商法を原則禁止とするなど所要の改正を行うこと。
- 2 同様に、いわゆる詐欺的な定期購入商法や送り付け商法などを防止するため、特定商取引に関する法律についても所要の改正を行うこと。
- 3 国及び地方自治体が厳正かつ適切な法執行を行えるよう、執行体制や連携の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年3月16日 島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官 総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

消費者庁長官